

平成21年10月  
編集・発行 農林水産省生産局技術普及課

このメールマガジンは、普及事業に関する情報などを、登録された皆様に無料でお届けするものです。もし、まわりに登録されていない方がいましたら、ぜひ登録をお勧めください。

登録先は、<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>をご覧ください。

=====  
台風第18号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について【農業生産支援課】  
=====

-----  
台風第18号の影響により、日本の南に停滞する前線の活動が活発化し、広い範囲での大雨になる可能性があります。また、気象庁発表の台風情報によると非常に強い勢力を保ったまま接近する見込みとなっており、広い範囲で強風及び大雨による農作物等への影響が懸念される所です。

このため、地方農政局等を通じて、各都道府県に対し、被害を最小限に抑えるための適切な対応について、指導の徹底を図るよう、本日(10月6日)通知を発出しました。

前線の影響を受ける太平洋岸地域及び台風の進路に当たることが予想される地域の普及指導センターの皆様におかれましては、通知の内容をご確認いただき、JA等の関係機関と連携をとりながら、農業者等への技術指導を徹底していただくようお願いいたします。

-----  
技術指導通知の具体的内容は以下の通りです。  
なお、農林水産省のホームページでもご覧になれます。  
<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/sien/091006.html>

### 技術指導通知の内容

#### 【共通事項】

- 1 市町村・JA・農業共済組合との連絡体制を整備し、風水害被害が発生した場合には、被害額の査定等が的確かつ速やかに行い得るよう準備する。
- 2 事故防止の観点から、台風通過後におけるほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まってから行うこと。
- 3 台風通過後の対策として、適時適切な防除を心がけること。なお、薬剤を使用する際にはポジティブリスト制度への対応を念頭に、農薬の使用基準を遵守し、周辺への飛散低減対策を講ずること。
- 4 ほ場の冠浸水のおそれがあることから、速やかな排水に備えること。特に、これまで多雨時に冠浸水したことがあるほ場や地域については、重点的に対応を進めること。  
排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。なお、各農政局土地改良事務所で、冠水又は浸水したほ場の排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を行っているので、活用されたい。

#### 【水稻】

- 1 事前の対策
  - (1) 事前に排水路の詰まり等の点検・補修を行い、冠浸水時の速やかな排水に備えること。
  - (2) 貯蔵施設において、あらかじめ浸水の被害が想定される場合には、収穫物を浸水の危険がない安全な場所に移動するなど、適切な対応に努めること。
- 2 被害拡大防止のための対策  
収穫直前の地域において、稲体の倒伏や穂発芽の発生などにより品質の

低下が懸念される場合には、可能な限り速やかに収穫作業を開始するとともに、被害物については、仕分けを行い、乾燥、調製作業を実施すること。

#### 【麦類】

播種後に冠浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、発芽不良が見られる場合は、再は種を行い、被害の軽減に努めること。

#### 【大豆】

##### 1 事前の対策

事前に排水路の詰まり等の点検・補修を行い、冠浸水時の速やかな排水に備えること。

##### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。
- (2) 冠水や浸水等を受けた場合、生育遅延や根腐れを引き起こし、日照不足と相まって、病害虫に対する抵抗性が弱まること、また、風により莢が損傷した場合や倒伏した場合に、傷口からの病原菌の侵入により、カビ粒、腐敗粒、紫斑粒の発生が懸念されるので、病害虫の発生動向に注意し、農薬使用基準（散布から収穫までの経過日数）に留意しつつ、適切な防除を行うこと。

#### 【野菜】

##### 1 事前の対策

- (1) ほ場内の早期排水のため、あらかじめ溝切り、畦立て等の管理作業に努めること。また、台風による風害・潮風のおそれのある場合には、べたがけ資材の利用等により被害回避に努めること。
- (2) 園芸施設については、施設周辺の清掃等により飛来物による損傷を防ぐほか、フィルムの取付金具の点検や抑えひもの固定等の防風対策を講ずること。特に、燃料タンクについては、転倒しないように安定性の確認を行うこと。

##### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、台風通過後は、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により、作物の生育の回復に努めるとともに、折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- (2) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替え又は再は種を行い、被害の軽減を図ること。植替え等により生育の遅れが見込まれる場合には、フィルム被覆等により生育の促進に努めるとともに、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。
- (3) 果菜類では、根痛みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。
- (5) 園芸施設に被害が発生した場合は、できるだけ早期に施設の破損、倒壊等の点検を行い、修復が可能な場合には、早急の修復によって室温の確保に努めるとともに、施設内に水が侵入した場合には、換気を十分に行い土壌の乾燥を図り、施設内の湿度を下げ、病害の発生を防止すること。

#### 【果樹】

##### 1 事前の対策

- (1) 風害を防止するため、防風網の破損や支柱の腐食等の点検・補修を行うこと。また、わい化栽培されたもの等倒伏しやすい樹体や、収穫前の樹体は、支柱により補強するなど風害に備えること。
- (2) 排水が速やかに行われるよう園地周辺の排水溝の整備、清掃を行っておくこと。
- (3) 農薬使用基準（散布から収穫までの経過日数）に留意しつつ、収穫可能な果実はできる限り収穫し、被害を最小限にとどめるよう努めること。
- (4) 潮風害が予想される地域においては、雨水等の灌がい水を確保しておくこと。

##### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 風すれがひどく出荷できない果実については、早期に収穫し、廃棄すること。また、落下した果実については、傷の程度等によって選別し、農薬

使用基準（散布から収穫までの経過日数）に留意しつつ、必要に応じて冷蔵庫等で貯蔵の上出荷すること。りんごについては、果汁のパツリン汚染を防止するため、土壌に触れた果実は、原則、果汁原料用には利用せず、やむを得ず利用する場合には、低温保管、早期利用、腐敗果及び傷害果の選別等を徹底すること。

- (2) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、的確に除塩することができなかつたために、後日、落葉、落果等の被害が生じた場合には、日焼けや樹脂病等の防止のための白塗剤の塗布、液肥の散布、摘果等を行うこと。
- (3) 落葉した場合は、被害程度に応じて白塗剤を塗布すること。倒伏した場合は、健全な根を切らないようにできるだけ早く引き起こし、支柱を添えて固定すること。枝裂けした場合は、針金、ボルト等で結合し、傷口に塗布剤を塗ること。
- (4) 強風等により樹体が弱まっている場合は、葉害が発生しないよう留意しつつ病害虫の防除を実施するとともに、樹勢に見合った適切なせん定、施肥、摘果を実施すること。
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所が取りまとめている「果樹気象災害対策集」を参考とされたい。

なお、当該対策集が掲載されているホームページは、以下のとおり。

<http://www.fruit.affrc.go.jp/kajunoheya/kajusaigai/totalmokuji.html>

## 【花き】

### 1 事前の対策

- (1) 園芸施設については、施設周辺の清掃等により飛来物による損傷を防ぐほか、フィルムの取付金具の点検や抑えひもの固定等の防風対策を講ずること。
- (2) 露地栽培の草丈の低い花きについては、寒冷紗等で被覆し、草丈が高く支柱を立てている花きについては、支柱の点検・補強を行い、風害に備えること。

### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がり防止すること。
- (2) 折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- (3) 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、肥料が流亡した場合は、土壌分析を実施し、適正量を施用すること。
- (5) 天候が回復した後は、強反射によりハウス内温度が急上昇し、作物に高温障害を生じやすいので、フィルム巻上げの等の換気操作を行うこと。

## 【畑作物・特産物】

### 1 事前の対策

冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じること。

### 2 被害拡大防止のための対策

- (1) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。
- (2) かんしょ・ばれいしょについては、ほ場が冠浸水した場合、塊茎腐敗を起こすので、速やかに排水すること。
- (3) てん菜については、ほ場が滞水した場合、今後の収穫の支障とならないよう、速やかに排水すること。
- (4) さとうきびについては、台風の通過後、表土の流出により根浮き等が見られることがあるので、この場合、速やかに土で被覆すること。また、塩害が懸念される場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、葉面の除塩に努めること。さらに、生育の進度に留意しつつ、培土を行い、今後の台風対策に努めること。
- (5) 茶については、潮風害が懸念される場合、散水等による速やかな除塩に努めること。また、天候が回復した後、防霜ファン、茶工場等の施設や資

材の点検及び修復を行うとともに、傾斜地茶園の場合は、排水溝、石垣、法面等の点検及び修復を行うこと。

- (6) こんにやくについては、冠水、浸水の被害を受けた、又は土砂の流入があったほ場では、速やかに排水に努めるとともに、強風による葉の損傷等が発生した場合は、病害の発生を防止するために直ちに薬剤散布を行うこと。また、種芋の選別を丁寧に行うこと。

## 【畜産】

### 1 事前の対策

- (1) 畜産施設については、損傷、倒壊等を避けるため、必要に応じて補修を行うこと。
- (2) 大雨による畜産施設への浸水の恐れがある場合、明暗渠の施工等により排水に努めること。また、畜舎への浸水等により家畜への被害が生じる恐れがある場合には、事前に避難場所を確認し、状況に応じて家畜を避難させる等の適切な処置を行うこと。
- (3) 各地域において、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。

### 2 被害拡大防止のための対策

#### (1) 飼料作物及び稲わら

- ア 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。
- イ 生育後期になっている飼料作物は、天候の回復後に収穫を行うこと。また、とうもろこし等の長大作物については、倒伏すると収穫量が減収し、品質が低下するため、倒伏した場合には早めに収穫し、サイレージ調製等を行うこと。
- ウ 稲わらの収穫を行っている地域においては、天候の回復後、速やかにほ場から搬出して乾燥に努めるとともに、付着した土汚れ等を除去した上で飼料に用いること。

#### (2) 家畜

- ア 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うこと。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去すること。
- イ 家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け農林水産省畜産局長通知）に基づき、必要に応じて立入検査の実施、消毒等の適切な発生予防措置の実施に努めるとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底すること。
- ウ 養分の低下した飼料作物や品質の低下した濃厚飼料の給与をする場合にあっては、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。

メルマガの配信登録はこちら

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

バックナンバーはこちら

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h\\_maiImag/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_maiImag/index.html)

PDF形式のファイルの閲覧について

メールマガジンに記載したURLで、一部PDF形式のものが 있습니다。

PDFファイルをご覧頂くためには、農林水産省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/use/link.html>)の「3 PDFファイルについて」にある「Get Adobe Reader」のボタンでAdobe Readerをダウンロードしてください。